第１節　本願発明の認定

1. 概要

発明の特許要件(「第 III 部 特許要件」参照)についての判断をする前提として、審査官は、まず発明の技術内容を把握して確定する必要がある。この作業を発明の認定という。

2. 特許出願の時又は日の確認

審査官は、本願の特許出願の時又は日を必ず確認する。

本願の特許出願の日は、通常、現実の出願日である。ただし、特許法に定めのある特殊な出願が適法にされた場合には、その特許出願の時又は日は、現実の出願日ではない。

審査官は、この特殊な出願の特許出願の時又は日の確認に当たり、当該出願が実体的要件を満たしているか否かを判断した上で、その特許出願の時又は日を確認する。

なお、上記特殊な出願は以下の特許出願である。

(1) 特許出願の分割がなされた際の新たな特許出願(「第VI部第1章 特許出願の分割」参照)

(2) 実用新案登録出願又は意匠登録出願を特許出願に変更した新たな特許出願(「第VI部第2章 出願の変更」参照)

(3) 実用新案登録に基づく特許出願(「第VI部第3章 実用新案登録に基づく特許出願」参照)

(4) 先に出願した特許出願を参照すべき旨を主張した特許出願(「第VI部第4章 先願参照出願」参照)

3. 本願発明の認定

審査官は、請求項に係る発明の認定を、請求項の記載に基づいて行う。この認定において、審査官は、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識を考慮して請求項に記載されている用語の意義を解釈する。

また、審査官は、この認定に当たっては、本願の明細書、特許請求の範囲及び図面を精読し、請求項に係る発明の技術内容を十分に理解する。

明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この部において「明細書等」とい

う。)について補正がされている場合は、審査官は、補正の内容についても、十分に理解する。